

「部落差別の実態に係わる調査」は「部落の実態調査」ではない

全国地域人権運動総連合事務局長 新井直樹

## 1, 「実態に係わる調査」に関する法務省等の見解

「きょうと府民だより」人権口コミ講座115（2018年5月号）に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消法」）をめぐって、と題して同志社大学法学部教授・（公財）世界人権問題研究センター所長の坂元茂樹氏が一文を寄せています。

坂元氏は法務省が2017年（平成29年）度事業として「公益財団法人 人権教育啓発推進センター」（理事長 横田洋三）に、「部落差別解消法」の「6条に係る調査」の内容、手法等に関する有識者会議を設けたおりに座長を務めていました。

「部落差別解消法」は2016年（平成28年）12月16日に公布施行されています。第6条は（部落差別の実態に係る調査）に関する項で、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定しています。

また、2016年12月8日の参議院法務委員会は、「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」3項目の内、第3で「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」を指摘しています。

この6条をめぐって坂元氏は「国会での議論で指摘されたように、第6条でいう調査は、『部落の実態に係る調査』ではなく、あくまで『部落差別の実態に係る調査』であり、部落差別を受けた個人や、特定の地域などを個別に調査して公表するようなことは想定されていません。もちろん新たな差別を生むような方法による調査はあってはならないといえます」と記しています。

なおセンターに設置された「有識者会議」は2017年度末に報告書（現在のところ非公開の取扱）をまとめて任務を終了しています。

では法務省はどのような見解か。全国人権連が2018年1月末に政府交渉を実施した際に、人権擁護局総務課長が次のように述べています。

「部落差別解消法」に関わる要求に対して「附帯決議の示すところの重要性については職員一同、法務局、地方法務局すべて認識していると心得ている。法律のみならず附帯決議の意味するところを、その趣旨を踏まえた適切な対応をしていきたい」と答えました。6条調査（部落差別の実態に係る調査）については、「部落差別の実態に係る調査という文言になっている。要は、部落差別の

実態を調査しろとは書かれていない。なので、差別があるかないかということ、ほじくり返して表に出すというような調査は課せられていないものと承知している。みなさんが御懸念のような、この調査をすることによって、解消しつつある部分に光をあててみたり、新たな問題提起をしたり、そのようなことのないようやっていく上で、調査の方法とか質問事項を今精査している。実態調査ではない、というのが最大限の答えではあるんです。これをあえて避ける言葉を使っている、というところに万感の思いが含められているわけです。」と答えました。

また「法は議員立法として成立している。条文の解釈は国会審議の内容を充分参考にし、言ってみれば財政措置を伴うインフラ整備について国は全く課せられていない。道路を整備したり新しい建物を建てたりは、もうしないと考えています。」との認識も示しました。（「民権連通信」2018年2月15日号）

このように、法務省等は、「地域」や「個人」を特定する生活実態調査を否定しています。その上で「調査の方法と質問事項を精査している」と発言しているので、何らかの「調査」、つまり「意識調査」などの範疇で実施を検討しているのかもわかりません。

部落解放同盟機関紙「解放新聞」（6月4日号）で、有識者会議の答申（報告書）に係わり、「差別事件の集約と具体的な対応やインターネットの差別への対応など」を、しかし「部落の生活実態調査は示さなかった」「部落差別に特化した全国の意識調査をするよう示した」との報道があり、西島書記長は「部落差別を維持している意識がどういう形で形成され、いまどうか。内面に迫る調査項目にしよう」と訴えています。

## 2、全国人権連の「調査」に関する意見

### （1）全国人権連が法律に反対した基本的な点

- ①社会問題としての部落問題は基本的に解決しているにもかかわらず、立法根拠が曖昧なまま恒久法を制定し、国民に差別解消を義務づけ、変貌した「部落」、大幅に減じた「部落差別」を定義もなく法に記すことは、糺弾などの根拠法とされ国民の言論表現の自由を侵害し、新たな事業を自治体が取り組まざるを得ない事態に追い込み、同和利権の拡大と社会に差別・問題を固定化させるもので、「部落差別の解消」とはならず部落問題解決の大きな障壁になる。
- ②法律は「差別の実態調査」を国や自治体に要請している。2002年3月末で同和の特別法は実態的改善を評価し終結した。いわゆる「同和地区」「同和関係者」という行政概念は消滅している。「調査」は大幅に減少している「部落差別」の状況に反し、あたかも根深く存在しているとの誤った理解を設問項目などを通じて国民に広げることになり、しかもプライバシーを侵害し特定の地域や住民を「部落」と示唆することになる。

## (2) 「人権教育啓発推進センター」でヒヤリング

2017年8月22日「人権教育啓発推進センター」で、第4回有識者会議が開かれました。全国人権連は、新井直樹（本部事務局長）、三枝茂夫（埼玉人権連会長）、長嶋茂（神奈川人権連書記長）が出席して、意見表明と質問に応じました。

要請したのは次の点です。1, 法の6条「部落差別の実態に係る調査」は、教育啓発相談「施策の実施に資するため」であることから、現行の人権侵犯統計調査の範囲に留め、「同和問題に関する人権侵犯」統計経過と歴史的背景（例えば「落書き」「同和地区問い合わせ」はいつから多くなるか等）や社会的影響の有無、またどのような種類の相談が寄せられているのかを調査分析すること、実害行為と「落書き」「同和地区問い合わせ」等の区別を行う丁寧な分析を求める 2, 部落問題、部落差別とは何かの基本認識を持つこと 3, 政府も「部落」は著しく変化した事実を認め、2002年3月末で法的措置を終了したことをふまえること 4, 法の6条「調査」は国会論戦と参議院付帯決議を遵守し、生活実態調査は行わないこと 5, 有識者会議のまとめには、○現行の自治体等での「調査」等が内心に踏み込み意識改変の強要や、設問が新たな偏見を助長している問題点を指摘し、○部落問題解決に確信と展望が持てる啓発内容に改善することに触れ、○差別規制・禁止などの新たな施策選択の要望を匂わすような設問項目や内容は含まないこと、を強く要望しました。

質疑では、インターネット上の情報流通の状況と適切な対処についてや、部落問題の解決到達状況に反する「部落問題があると思うのは」の設問項目の問題、「同和地区」が有るとする啓発パンフや意識調査の設問問題、問題の多い教科書記述を反映したネット上の用語問題などのやり取りを行いました。

## 3, 「6条に係る調査」について他団体の意見

### (1) 自由同和会平成30年度方針（2018. 5. 23）

一つは、法務省の「人権侵犯事件調査処理規定」での新規受理件数と地方公共団体が把握する差別事件の件数に大きな乖離があり、部落差別の実態を反映していないことから、地方公共団体が把握する部落差別の件数とその内容をまとめること。二つ目は、これまでのような意識調査ではなく、国民が部落差別に実際に遭遇や見聞きしたことなど体験などを把握できる内容の意識調査を要請した。

時計の針を戻したい一部の団体は、同和対策の復活や生活実態調査を可能にする内容の条例を地方公共団体に求めているが、解決の方途にある同和問題の解決を妨げ、時代に逆行する条例化には明確に反対する。都府県本部と各市町村支部は、条例化の動きには注視し、断固として阻止するものとする。

## (2) 部落解放同盟の見解「解放新聞」(2017.12.11-2838)

「推進法」第6条では、部落差別の実態に係る調査の実施が明記されている。この間、法務省は、全国の自治体に過去の人権問題に関する調査についての照会をおこなうとともに、(公財)人権教育啓発推進センターに委託し、有識者会議を設置し、実態調査についての検討をすすめている。部落解放同盟も有識者会議からのヒアリングの要請を受けて、西島書記長が、部落差別の実態を正確に把握するための手法、内容について説明をおこなった。法務省は、一般的な人権意識調査やインターネット上の部落差別情報に限定した調査内容を中心課題にしようとしているが、部落差別の実態は、インターネット上の差別情報の氾濫だけでなく、生活圏域内でおこる日常的な事象が多い。差別事件のみならず、今日の被差別部落の生活実態、全国的な部落差別に関する意識調査を総合的に実施することでなければ、部落差別の今日的な実態が把握できないことは明らかである。

法律が制定されただけでは、部落差別問題が自然に解決することはない。部落解放運動が「推進法」を最大限に活用、具体化することが重要だ。先般開催された第51回全研でも報告されたが、大阪府連では、支部を中心に約7000人への実態調査を実施して集約、分析をすすめている。こうした運動として、部落の実態を明らかにすることも重要だ。

## 4. 兵庫県「たつの市条例」問題

### (1) 経過など

「2018年3月15日午前中、自民党本部で、党差別問題に関する特命委員会と部落問題に関する小委員会が開催され、『部落差別解消推進法』施行後の省のとりくみ状況が報告された。また、条例を制定した、たつの市の担当者が経過を説明、部落解放同盟の西島書記長も、実態調査に関連して、生活実態からみえてくる部落差別の集約も重要と訴えた」(「解放新聞」2018.05.28-2860)。

自民党山口つよし衆議院議員のホームページには、「自民党の部落問題小委員会にて各省取り組みの報告 [www.mission21.gr.jp/?p=8414](http://www.mission21.gr.jp/?p=8414)」のタイトルで「2018年3月15日、私が委員長を務める自民党の「部落問題に関する小委員会」を開催、各省から取り組み状況の報告を受けました。」として各省等からの配布資料が掲載されています。

しかも2018年3月18日には「たつの市部落差別解消推進条例の制定記念祝賀会」が開かれています。

条例を作るよう要望していた同市の人権教育啓発団体「たつの市民民主化推進協議会」の根本親良会長は、「部落問題の解決を目的とし、真正面から取り組む姿勢を示した条例」と評価。「成立に向け取り組んでいただいた各種団体の関係

者や議員らに感謝したい」と喜んだ、という。(毎日新聞 2017 年 12 月 23 日)

また 2018 年 4 月 1 日付けで人権相談員が人権推進課に配属となり、たつの市部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、部落差別事象の相談、インターネットのモニタリング等人権に関わる相談業務(週 3 日)を行っています。

さらに「たつの市議会だより」(2018. 1)に、「本市独自の実態調査や新たな啓発事業を推進すべきではないか。」の問いに「実態調査の手法や内容は、関係団体と意見調整のうえ実施したい。」とのやりとりが掲載されています。

今後自治体「条例」をめぐっては、既存条例の改正、新規提案などが予想されます。議会内外で反対運動を的確に進める必要があります。

## (2) 「条例」の内容

2017 年 第 6 回たつの市議会定例会(第 1 日 12 月 4 日)で市民生活部長が提案の理由を説明しています。(以下、議事録より)

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題でございます。

この対策のため、昭和 44 年に国策として同和対策事業特別措置法が施行され、その後さまざまな法改正の変遷のもと、平成 14 年まで対策事業が実施されてきました。その結果、物的な基盤整備は着実に成果を上げ、改善されて来たところでございます。しかし、残念ながら、今なお差別発言、差別待遇の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しており、本市内におきましても決して例外ではなく、これら差別に苦しむ市民の心情は察するに余りあります。

そこで、部落差別の解消の推進に関する法律が昨年 12 月 16 日に施行されたことを契機に、差別や偏見に基づくこうした行為は他人の人格や尊厳を傷つけるもので、決して許されないものとの人権尊重の理念にのっとり、同和問題を正しく理解し、市民一人一人の人権が尊重される人権尊重のまちづくりを目指すため、このたび本案を制定いたしたく提案させていただいた次第でございます。

### ○たつの市部落差別の解消の推進に関する条例

(平成 29 年 12 月 25 日条例第 18 号)

#### (目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民

に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び人権尊重のまちづくりを提唱するたつの市人権尊重都市宣言（平成18年12月26日議決）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のないたつの市を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のないたつの市を実現することを旨として、行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

（相談体制の充実）

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（教育及び啓発）

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（計画の策定及び調査の実施）

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、たつの市部落差別解消推進基本計画を策定するものとする。

2 市は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項の計画の策定のため、必要に応じて、部落差別の実態等に係る調査を行うものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、市の組織の整備又は充実に努めなければならない。

（審議会）

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、たつの市部落差別解消推進審議会を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 5, 同和問題（部落差別）に係わる「意識調査」問題

(1) 「行政の人権意識調査」が、ありもしない部落差別を押しつけている

全国人権連は2018年1月25日、都内で「人権と部落（同和）問題セミナー」を開催しました。セミナーでは「熊谷市人権教育推進協議会による人権意識調査の問題」を埼玉県連地域人権運動連合会の三枝茂夫会長が報告、同推進法を容認する理論的背景に関しては「部落問題解決の到達点といわゆる『結婚差別』のとらえ方について」で立命館大学特任教授・総合社会福祉研究所理事長の石倉康次氏が講演、全国からの参加者と質疑討論しました。

(2) 「熊谷市人権教育推進協議会による人権意識調査問題」三枝氏報告より

①「人権に関する意識調査」で、「現在も部落差別があると思うか」の回答は高校生で、「ある」が39%、「ない」が11.3%、「わからない」が48.3%、「無答」が1.4%。小学校6年生の回答は、男子は「ある」が73.1%、女子は75.8%です。中学校3年生の回答は、「ある」という回答は67%で、小学生よりもやや少ない。調査を実施した市町村は「高校のところでは、『わからない』という回答が多い。小学校で教え、中学校で教えているのにどうしてこんなに『わからない』が多いのか」ということを分析しています。その結果、「切実な課題として生徒が受け止めるような同和教育となっていないから忘れさられている。もっと徹底した同和教育をやらなければならない」という考察になっています。

②「どんな場合に多く起きていると思うか」の設問に対する回答は高校生で、「結婚」に「ある」が44.6%、「日常のつきあい」に「ある」が38.8%、「居住や生活環境」が「ある」37.4%、「進学・就職」が「ある」25.9%です。

③あなたは、同和問題（部落差別）について知っていますか、では、小学校6年生の75.4%が「言葉も内容も知っている」と答え、「知らない」という子は3.6%とごくわずかです。それが高校になると「知らない」が増えて9.2%です。これに対しても、「生徒の心の中にしみいるような教育になっていないからこういう結果になっている」という考察・分析をしています

④熊谷市は、第1回（昭和49年）から「同和問題に関する意識」調査をおこなってきています。市町村合併をした平成18年以降は、第1回高校生、第2回

